

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望種別(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
5022A	5022001			z01001	内閣官房、人事院、公正取引委員会、防衛省、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には、債権譲渡を行うことが出来ない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		-				社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。			国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。		
5054A	5054050			z01002	内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省、	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)	・旅館業の経営者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載しなければならない。 ・氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には、当該宿泊者に対し、旅券の提示を求めるとともに、その写しを宿泊者名簿とともに保存することとする。	c		外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導については、「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等に支障を来さないようにすることを目的として措置したものである。 要望内容にある、旅行会社等から入手する国籍及び旅券番号等を記載した団体旅行者名簿による確認による代替については、旅行会社等から入手する名簿の内容が正確であるという保証は必ずしもなく、これをもって外国人団体ツアーの場合において旅券の写しの保存の省略を認めることは、テロに対する国民の安全等を確保するという当該措置の趣旨・目的と照らし合わせると、困難である。なお、前回要望時に回答したとおり、事前に、旅行会社において団体旅行者の旅券の写しを取り、これを旅館・ホテルに送付し、当該旅館・ホテルにおいてこの写しと旅行者が提示する旅券との照合確認を行うことにより、「当該旅館・ホテルにおいて旅券の写しを取る行為」の代替とすることは問題ないものと考えられる。		-			(社)日本経済団体連合会	50	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。			旅館・ホテルが旅行会社等から国籍及び旅券番号等を記載した団体旅行者名簿を予め入手できる外国人団体旅行者に関しては、同名簿と提示を求めた旅券を照合することで宿泊者名簿に記載する氏名および旅券番号等の正確性を確保できる。少なくとも他の方法によって正確性を確保できる場合は、旅館・ホテルの現場における混乱の発生をできる限り回避するよう、旅券写しの取得・保存の省略を認めるべきである。「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について(平成18年8月14日)」では、「テロに対する国民の安全等を確保するための施策の1つとして、その必要性が高いから、これを廃止することは困難である。」とされており、本要望は、当該措置の廃止ではなく、運用の改善を求めているものであり、この点に留意した回答を求めたい。	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)	旅館業法施行規則第4条の2	「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)」に基づき、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長通達により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている。
5054A	5054073			z01003	内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、	-	内閣官房は制度所管官庁ではない。	-	-	現在、「外国人の在留管理に関するワーキンググループ」において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築に向けた検討を行っており、これについては、平成18年度中に結論を得ることとされている。		-				(社)日本経済団体連合会	73	A	高度人材に対する在留期間の長期化	一般の専門的・技術的分野の外国人労働者について、わが国経済社会の様々な分野で活躍する「高度人材」の身分の安定性は高いに高まると考えられる。 その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づく在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、内閣官房の「在留管理に関するワーキングチーム」等において、可及的速やかに結論を得べく、検討を加速化すべきである。			出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 2005年3月29日に策定された「第三次出入国管理基本計画」では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的・技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく。」としている。 これを受けて、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や経済財政諮問会議等における検討を経て、一定の研究者や技術者について、原則的に一	
5062A	5062002			z01004	内閣官房、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、	-	内閣官房は制度所管官庁ではない。	-	-	現在、「外国人の在留管理に関するワーキンググループ」において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築に向けた検討を行っており、これについては、平成18年度中に結論を得ることとされている。		-				日本商工会議所	2	A	外国人労働者の受入れ拡大が国で不足が予想される分野の人材	今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理の下に労働者を受け入れる制度を創設したい。仮に、すぐさま全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。			国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略のひとつであり、特に、左記の事項に重点的に取り組んでいきたい。	出入国管理及び難民認定法施行規則	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望種別(規制)	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)			
5079A	5079012			z01005	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、		内閣官房は制度所管官庁ではない。			現在、「外国人の在留管理に関するワーキンググループ」において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築に向けた検討を行っており、これについては、平成18年度中に結論を得ることとされている。					外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	12	A	外国人登録制度の改善、国・自治体における外国人に関する情報の共有	外国人登録制度における登録内容と実態の乖離を是正するために、外国人登録制度を住民基本台帳制度に一元化するべきである。現在、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」でも検討が進められているが、出入国管理、地方税、社会保険、教育などに関する情報を地方公共団体のデータベースに登録し、関係省庁や他の自治体に対して当該データベースよりデータを提供すること、その際はデータ保護に万全を尽くすことなどを法令に定めるべきである。			現状では、外国人登録の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での捕捉ができない、職権によるデータの削除ができないといった、住民登録と外国人登録の制度のずれが市町村における住民の実態把握を行政サービスの提供を困難にしている。地方自治法第10条における「外国人も日本人も同じ権利・義務を有する住民である」という規定に基づけば、外国人登録制度は、住民基本台帳制度に一元化させるべきである。また、外国人登録は出入国管理制度の一部であるという現行法令の捉え方よりは、むしろ、市町村がその住民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければならない」とする地方自治法第13条の2の考え方に拠るべきである。	地方自治法、住民基本台帳法、地方税法、地方財政法、外国人登録法、国民健康保険法、国民年金法、学校教育法				
5079A	5079013			z01006	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、		内閣官房は制度所管官庁ではない。			現在、「外国人の在留管理に関するワーキンググループ」において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築に向けた検討を行っており、これについては、平成18年度中に結論を得ることとされている。また、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、外国人の教育の充実その他「生活者としての外国人」問題について、政府としての総合的対策を取りまとめるべく(検討しているところ(平成18年内))、					外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	13	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留管理の適正化	外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、平成18年12月25日に、「生活者としての外国人」に関する総合的対策を取りまとめた。関係部分の概要は以下のとおり。 外国人の子どもの教育の充実 ・JSLカリキュラムの開発・普及等による公立学校の教育の充実 ・関係機関と連携しての不就業児童対策の強化 ・外国人学校の各種学校認可の促進、母国政府との協力の推進 外国人の在留管理制度の見直し等 ・居住情報等を正確に把握できるような在留管理制度の見直し、雇用状況報告の義務化 ・日本語能力等を在留期間更新等に当たって考慮すること等の検討			在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更にあたっては、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どものいる場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査に当たっては積極的に把握できる体制を整える。 これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。 子どもが就学し日本語能力の程度を審査項目に加入する場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。			日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために不可欠なことではないが、しかし、国内に合法的に在留していないが、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもが就学を保障することは、保護者や受け入れ国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合も少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。 さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。 現在、内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」で検討されているが、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、地方公共団体におけるデータベースの構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条第2項	[規制の現状]在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。